

第2期田野町地域公共交通計画策定業務及びたのくるバス等路線再編方針策定業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

令和4年3月に策定した田野町地域公共交通計画に基づき、現在の公共交通利用者の移動ニーズと運行状況との乖離や、これまでの取り組みの検証、公共交通利用希望者の移動ニーズ把握等により、令和9年度を始期とする第2期田野町地域公共交通計画を策定する。

また、全体的な路線網や運行に係る経費等の見直し、将来に向け計画的な路線の再編、事業全体の改善を図るため、上記計画策定と併せてたのくるバス等路線再編方針策定業務を受託できる事業者を募集する。

2 業務概要

- (1) 業務名：第2期田野町地域公共交通計画策定業務及びたのくるバス等路線再編方針策定業務
- (2) 業務場所：田野町全域
- (3) 業務内容：別途定める「第2期田野町地域公共交通計画策定業務及びたのくるバス等路線再編方針策定業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (5) 提案上限額：金5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

項目	日程案
公告・実施要項等の公表	令和8年5月18日（月）
質問受付期限	令和8年5月25日（月）午後5時
質問回答公表	令和8年5月27日（水）
参加表明書提出期限	令和8年5月29日（金）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年6月2日（火）
企画提案書提出期限	令和8年6月9日（火）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月16日（火）予定
審査結果通知・公表	令和8年6月17日（水）予定
契約協議・契約締結	令和8年6月下旬予定

上記日程は予定であり、田野町の都合により変更する場合がある。この場合、参加者に対して速やかに通知する。

4 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高知県内に事業所または営業所を有する者で、本業務の遂行に十分な能力を有し、適正な執行体制で迅速な対応が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 田野町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等と関係を有しないこと。
- (6) 本社及び県内に所在する営業所等が法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 高知県内で地域公共交通計画の策定実績があること。

5 提出書類

5.1 参加資格確認時に提出する書類

- (1) 参加表明書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 同種・類似業務実績調書【様式3】
- (4) 滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
- (5) 誓約書【様式4】

5.2 企画提案時に提出する書類

【1】企画提案書提出届（代表者印の押印、担当者名等を記入すること）

【2】企画提案書（任意様式）10部（正本1部、副本9部）

- (1) 業務実施方針
- (2) 田野町地域公共交通会議運営支援
- (3) 情報収集、調査、分析の実施方法
- (4) 地域公共交通の利用者の利便性向上方法
- (5) 仕様書に無い独自の提案（※任意事項）

(6) 業務を遂行するためのスケジュール管理

【3】事業者概要

- (1) 関連業務（地域公共交通計画策定等）の受注実績
- (2) 情報セキュリティ及び品質管理体制
- (3) 実施体制
- (4) 実務責任者・担当者

【4】経費見積

- (1) 見積書

経費見積書の金額は消費税込の金額とし、積算根拠を明確に示すこと。なお、金額が提案上限額を超える場合は失格となる。

6 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）又は持参

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問は、所定の質問書により、電子メールで提出するものとする。
- (2) 電話又は口頭による質問は受け付けない。ただし、提出方法等に関する軽微な確認はこの限りでない。
- (3) 質問への回答は、田野町ホームページへの掲載その他町が定める方法により公表する。
- (4) 回答内容は、本実施要項、仕様書、審査要領及び様式の補足又は修正として取り扱う。

8 資料の取扱い

- (1) 本プロポーザルの企画提案は、町が公表する実施要項、仕様書、審査要領、様式、公表済み資料及び質問回答に基づき行うものとする。
- (2) 契約締結後、受託者が本業務を遂行するために必要な資料については、町が必要と認める範囲で、守秘義務その他必要な条件を付したうえで貸与又は提供する。
- (3) 参加者は、本プロポーザルに関して知り得た情報を本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。

9 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書はA4判、縦または横書き、カラー片面印刷を基本とし、様式は特に定めない。

- (2) 提出済みの企画提案書の差替え又は追加提出は、町が認めた場合を除き認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

10 プレゼンテーション・審査方法等

別途定める「第2期田野町地域公共交通計画策定業務及びたのくるバス等路線再編方針策定業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

11 失格事項

- (1) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (4) 見積額が提案上限額を超過した場合
- (5) 審査委員又は関係職員に対し、不正な接触を行った場合
- (6) 複数の提案に重複して参加した場合
- (7) 主たる業務を一括再委託する提案である場合
- (8) その他、公正な審査を妨げる行為があった場合

12 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、参加者に書面又は電子メールにより通知する。
- (2) 町は、受託候補者名、評価結果の概要及び選定理由を必要な範囲で公表することがある。
- (3) 提案内容に含まれる営業秘密、ノウハウ、個人情報等は、田野町情報公開関係規定に基づき適切に取り扱う。

13 契約協議

- (1) 町は、受託候補者と仕様、スケジュール、実施体制、見積内容等について協議を行い、契約締結手続を進める。
- (2) 協議が整わない場合又は受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合は、次点者と協議を行うことができる。
- (3) 契約内容は、企画提案の内容をそのまま採用することを保証するものではなく、町と受託候補者との協議により確定する。

14 問い合わせ先

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1828 番地 5
田野町地域振興課 公共交通担当
電話：0887-37-9316
mail:chiiki@town.kochi-tano.lg.jp